

## 条 例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十号

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表埼玉県立循環器・呼吸器病センターの項中「循環器内科」の下に「、腎臓内科、緩和ケア内科」を加え、「心臓血管外科、脳神経外科」を「血管外科、脳神経外科、心臓外科」に改め、同表埼玉県立小児医療センターの項中「病理診断科」の下に「、臨床検査科、救急科」を加える。

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条第一項の表埼玉県立循環器・呼吸器病センターの項の改正規定 公布の日から起算して八月を超えない範囲内において規則で定める日
- 二 第四条第一項の表埼玉県立小児医療センターの項の改正規定 平成二十八年十月二十七日